

## 行政不服審査制度検討会（第14回）議事要旨

1 日時 平成19年5月29日（火）9時～12時

2 場所 アルカディア市ヶ谷 6階 阿蘇の間

3 出席者

（参集者）小早川光郎座長、稲葉馨座長代理、今川晃先生、雛形要松先生、  
藤村誠先生、前田雅子先生、水野武夫先生、山本隆司先生、  
和久井孝太郎先生（座長、座長代理以外は五十音順）

（説明者）別添の議事次第参照

（総務省）石田行政管理局長、宮島官房審議官、上村行政情報システム企画課長、水野行政手続・制度調査室長、佐竹行政手続・制度調査室課長補佐、加藤行政手続・制度調査室行政手続専門官、平野行政手続・制度調査室課長補佐

4 議題

- （1）開会
- （2）地方三団体ヒアリング
- （3）主な論点に関する検討
- （4）閉会

5 会議概要

（1）地方三団体ヒアリング

全国知事会、全国市長会及び全国町村会からの説明後、参集者からの以下の質問に対して、説明が行われた。

- 裁定的関与の廃止に関する意見が提出されているが、具体的にどのような理由によるのか。
- 知事会の資料2ページに、最終的に裁判所の関与が予定されているので、処分庁は再考を促すに必要な限度での対応で足りるのではないかとの記載があるが、不服申立てがあった場合には、裁判があるからというのではなく、行政として責任を果たすべきではないのか。
- 処分の早期確定を理由に不服申立期間を3か月程度にすべきとの意見があるが、早期確定というのは行政の都合によるものであり、国民の権利利益の救済という立場に立っていないのではないのか。
- 知事会からは、第三者機関の設置について困難との意見が示されているが、これは趣旨には賛成するが実質的には困難ということか。国の関

係では、分野横断的な第三者機関を設置する方向で議論が進んでおり、国レベルで必要なシステムが都道府県にはないとなると、都道府県は遅れているのではという意見も出るかと思う。市長会の意見にもあるように第三者機関の共同設置などいろいろ方策はあると考えられるが、この点についてどう考えるか。

- 宮城県や沖縄県などのように、少しでも早く紛争を解決するという点から、分野横断的な第三者機関としての公的オンブズマン制度を設け、うまく機能している例もあるが、第三者機関の設置の必要性についてどのように考えているか。
- 中間取りまとめでは、第三者機関に重い負担をかけることは事実上難しいことなどから、審理主宰者に中立・公平な審理を担当させ、それを第三者機関がチェックするという方向が示されている。しかし、共同設置など第三者機関の設置の方法はいろいろ工夫することが可能であり、現にその活用実績もある。そこで、むしろ第三者機関に審理の主宰を任せ、審理担当官の要件も緩和しその負担を軽くするというように、第三者機関に軸足を置くこととしてはどうか。
- 地方自治体の監査委員を何らかの形で充実強化し、不服申立ての裁決機関や諮問機関として活用することは、地方行政における争訟の処理としては望ましいことではないのか。監査委員の活用の見通し、その際の注意点等としてどのようなことがあるか。
- 知事会から、生活保護行政を例に行政指導を不服申立ての対象とすべきでないとの意見が提出されているが、これは日常的に業務として行政指導を行っており、これらに対して不服を認めるとパンクしてしまうからということによるのか。確かに、一時的にはそういう状態になるかもしれないが、不服申立てとして一度審理を行っておけば、事後の行政運営がやり易くなるという意味で中長期的にはかえって良いことではないのか。

## (2) 主な論点に関する検討

事務局から、各府省等より提出された意見に対するワーキンググループでの検討結果を整理した資料4に基づき、「審理担当官」、「不服申立期間」及び「第三者機関」に関する論点について、検討の方向性等の説明が行われた後、以下のような議論が行われた。

### 【「1 審理担当官」関係】

- 審理担当官の指名基準について、中間取りまとめでは組織所属まで詰めていたが、現実的には組織的な分離まで求めることは困難な面もあるため、もう少し柔軟に考えるという整理でよいのではないか。

- 中間取りまとめでは、審理担当官が作成した裁決案を審査庁が調査することになっているが、審理担当官の指名基準について議論する場合には、行政庁内のどこがこの調査の補助を行うのかということとの関係が問題となるのではないか。処分を行った原局が調査主体となるということではもとのもくあみになるので、原局とは異なる行政組織でなければならない。このことが確保されるのであれば、審理担当官の指名条件として、組織所属の要件までは必要ないのではないか。
- 審理担当官に重い責任を負わせるという趣旨からすると、再度、原局に近いところで裁決案の調査が行われるということはこれに反するとともに、手続が多段階化してしまうことから、審理担当官の意見が尊重されることを基本として、原局からできるだけ遠いところが裁決案の調査を担当することとするべきではないか。
- 官房総務課職員を指名することが望ましいが、法律には原処分に具体的に関与していない者を審理担当官として指名することまで規定することとし、具体的な指名基準は審査庁が定めて公にすることとしてはどうか。
- 中間取りまとめにあるように、決裁ラインから相対的に独立した者を指名するという原則とした上で、それが困難な場合には例外を認めるということにすべきではないか。
- 指名基準として、原処分に関与していないということを法律事項とし、詳細は審査庁が定めることとする場合には、関与の定義が問題になるのではないか。
- 地方三団体の意見にあるように地方自治体の規模には大きな差があることから、地方自治体における審理担当官の指名基準については、国とは別に特例的なものを設けるべきではないか。
- 第三者機関が裁決機関として審理を行う場合に、審理担当官が審理を行うことは手続が重複し、かえって時間がかかるので、審理担当官を設ける必要はないのではないか。
- 中間取りまとめを基本に、関係機関のヒアリング結果等を踏まえ、どこまで法律に規定することとするかについては、改めてワーキンググループで検討しながら最終報告までにまとめることとする。特に、地方自治体を別扱いにするとしても、国と余り差を大きくするべきではないのではないか。

## 【「2 不服申立期間」関係】

- 一般からの意見は 6 か月以上にすべきとなっていること、違法な処分を早期に安定させる必要性はないこと、出訴期間より短くする理由がないこと、特に不服申立前置の場合に申立期間が 6 か月より短いと出訴期間が実質的に制約されるおそれがあることから、申立期間を出訴期間と同じ 6 か月にするべきではないか。
- 実態として、訴訟の場合には弁護士を依頼する必要があるなど準備手続が不服申立てとは相当に異なり手間がかかること、訴訟件数は不服申立てに比べて相当に少ないことから、出訴期間と申立期間とが異なっていて当然ではないか。また、不服申立前置についても検討の方向性にある理由に十分合理性が認められるのではないか。
- 不服がある場合にはすぐに不服申立てを行い、申立てに不備があればそれを補正することが可能であることから、申立期間は 3 か月程度で十分ではないか。
- 処分から 4 か月目に、訴訟はできるが不服申立てはできないというの理由がないのではないか。むしろ逆でも良いくらいではないか。
- 異なる争訟手続であることから、ある時期には片方しかできないということがあるもおかしくはないのではないか。

## 【「3 第三者機関」関係】

- 第三者機関の設置態様については、各府省の体制やスリム化という点からみても、各府省の分野を横断して審理する統一的機関とすることが合理的ではないか。
- 審査庁が、審理担当官の作成する裁決案と異なる裁決をする場合の調整との関係で、第三者機関を諮問機関として設置し、審査庁が請求人に不利となる方向で裁決案と異なる裁決をしようとする場合には必ず諮問することとした上で、第三者諮問機関の答申に基づくというのではなく、答申を踏まえて裁決をするという制度設計としてはどうか。また、審理担当官が作成する裁決案は、後の取消訴訟との関係から、請求人にも通知することとしてはどうか。
- 審理担当官と審査庁との意見調整として第三者機関を巻き込むことは、第三者機関の負担が重くなることから、諮問案件は中間取りまとめを基本とするべきではないか。
- 既存の第三者諮問機関と新設する第三者機関との関係を整理する必要がある。実質的に審理に関与していない既存の第三者諮問機関の場合に

は、審理担当官が事実認定、意見提出まで手続を主導することについて規定する必要があるのではないか。

- 第三者機関を関与させると手続が長くなり請求人にとって不利となる場合や、早く審理を終わらせたいという請求人がいる場合もあることから、請求人が望む場合に第三者機関に諮問するという方向性もあるのではないか。また、実際に案件を見てみないと行政運営上重要な事項を含んでいるのか分からないことから、諮問を受けた第三者機関で諮問が相当か否かを定めることとしてはどうか。

(3) 第15回検討会は、6月7日(木)午後2時から5時に開催する予定。

以上

なお、以上の内容は、総務省行政管理局行政手続・制度調査室の責任において作成した速報版であり、事後修正の可能性はある。